

# 千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会議事運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉都市計画事業東幕張土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）に関し、議事手続きその他必要な事項を定めることにより、審議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (審議会の招集) ≪ 土地区画整理法第62条第1項、第2項 ≫

第2条 審議会は、市長が招集する。

2 審議회를招集するには、少なくとも会議を開く日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合においては、2日前までにこれらの事項を委員に通知して、審議회를招集することができる。

## (審議会の会長) ≪ 土地区画整理法第61条 ≫

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が選挙する。

3 会長は、審議회를代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長は、委員として審議会の議決に加わることができない。

5 会長に、事故がある場合においては、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

## (委員の参集)

第4条 第2条の通知を受けた委員は、指定された日時に指定された場所に参集するものとする。

2 委員は会議の当日、事故により出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、その旨をあらかじめ会長に連絡しなければならない。

## (委員の議席)

第5条 委員の議席は、抽選により定めるものとする。

## (会議) ≪ 土地区画整理法第62条第3項 ≫

第6条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

## (会議の公開)

第7条 会議は、次の各号に関するものを除き、公開とする。

(1) 権利者の個人情報にかかわるもの。

(2) 権利者相互の利害にかかわるもの。

(3) 委員の自由な意見交換や発言が阻害されるなど、公正かつ円滑な運営が損なわれるおそれのあるもの。

2 前各号の運用について疑義あるときは、会長が審議会の会議に諮って決める。

(委員の退席)

第8条 委員が、会議中に退席しようとするときは、その旨を告げて会長の承認を受けなければならない。

(発言)

第9条 委員が発言するときは、会長の許可を受けなければならないものとする。

(議案の説明) ≪ 千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業施行規程第15条(1) ≫

第10条 事業に従事する職員は、審議会の会議に出席し、説明を行い、又は意見を述べることができる。

(議事の整理)

第11条 会長は、会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め、議事を整理する。

(採決の宣言)

第12条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第13条 議案の採決は、原則として挙手により決する。

(議事録)

第14条 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、出席委員2名以上とともに署名押印する。≪千葉都市計画事業東幕張土地区画整理事業施行規程第15条(2) ≫

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の開閉に関する事項及び日時
- (2) 委員の出席に関する事項及び氏名
- (3) 会議の途中で出席し、又は退席した委員の氏名及びその時間
- (4) 委員以外の出席者の氏名
- (5) 会議に付した議案名及びその採決に関する事項
- (6) 議事の内容、その他会長が必要と認める事項

3 議事録の公開・非公開は次のとおりとする。

- (1) 会議を公開した場合、その議事録は公開しない。但し、審議会の議事運営に関する会議の議事録は公開する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成12年8月3日から適用する。